

学校いじめ防止基本方針

佐久市立浅科小学校

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）（定義）第二条より）

児童一人ひとりが尊重され、希望を抱いて過ごすことができる学校であるために、本校では、学校教育目標に「夢や憧れに向かって学び合う子どもたち」をかかげ、「賢（かしこく）・優（やさしく）・健（たくましく）」を目指して日々取り組んでいる。そして、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ問題等に係わる方針・対策を「浅科小学校学校いじめ防止基本方針」として示し、いじめ防止に向けて努めていく。

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

○いじめるという行為は人間として絶対許されない。また、いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為も許されない。

○いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」という認識に立ち、いじめの構造や態様についてしっかり理解する。

◇具体的ないじめの種類◇

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

◇教員の基本姿勢◇

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝強要等の刑罰法規に抵触することもある。
- いじめは、学校、家庭、地域社会等全ての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

2 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを踏まえ、次のようなことを大切にしていじめの未然防止に努めていく。

- (1) 道徳、人権教育、学級活動等をはじめ、日常の教育活動の中で、友達への思いやりを育てるように努めるとともに、「いじめを許さない心と態度」の育成を図る。
- (2) 異年齢集団での活動、他者と関わる体験を重ね、よりより人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (3) いじめを絶対に許さず、その排除に全力をあげるとともに、いじめられている児童や悲しい思いをしている児童を必ず守るという姿勢を日頃から示す。
- (4) 「いじめをする側」「いじめを受ける側」「周りにいる人」の三者の立場からいじめをなくすためにそれぞれがしなければならないことやすべきことを常に考えさせていく。

- (5) 「お互いを理解し、個性や違いを認め合う学級づくり」「批正し合い、高め合う学級づくり」に努める。
- (6) 年度当初の「心を寄せたい児童の一覧」等をもとに、学級や児童の様子について共通理解する。
- (7) 授業において、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる・できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から授業について見返し、工夫・改善に努める。
- (8) SNS等を含むインターネット上のいじめ問題が急増していることから、担任による授業や外部の専門家などによる講演会や指導等により、「情報モラル」「情報リテラシー」の向上に努める。

3 いじめの早期発見

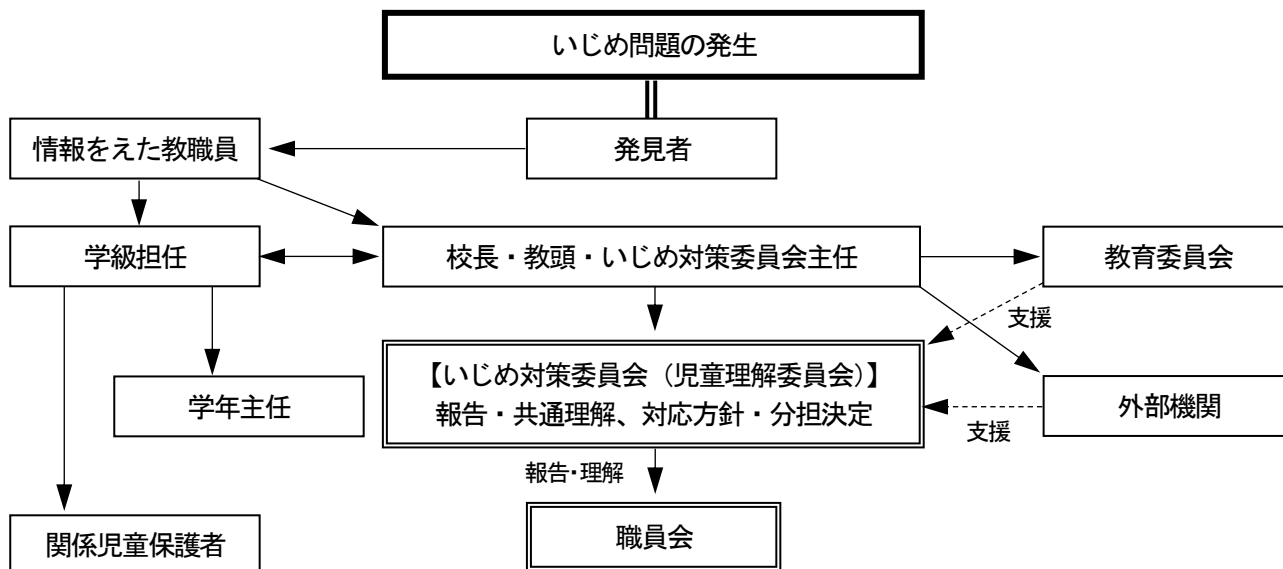
いじめの組既発見のため、児童の些細な変化に気づけるよう、日頃から児童の様子をしっかりと見守っていく。

- (1) 日頃から児童生徒とふれあう機会を多く持ち、児童と心のつながりをつくる。
- (2) 学級担任は、日記、登下校や休み時間、放課後の児童の様子を観察し、いじめの早期発見に努める。
- (3) 「QUアンケート」、なかよし月間中（11月）の「なかよしアンケート」、教育相談（担任と児童との個別懇談）などを通して児童の状況を把握したり、気持ちを聞いたりする。
- (4) 日頃から学校全体で児童の生活実態の把握に努めるとともに、相互に情報を交換する。
- (5) 家庭との信頼関係の確立と密な連絡に努める。
- (6) スマイルルーム（心の相談室）を校長室、職員室、事務室、保健室等に設置し、児童が相談しやすい環境を整える。
- (7) 毎月末には、いじめの実態を佐久市教育委員会に報告する。
- (8) いじめ問題にかかわる校内研修会を実施する。

◇いじめのサイン◇

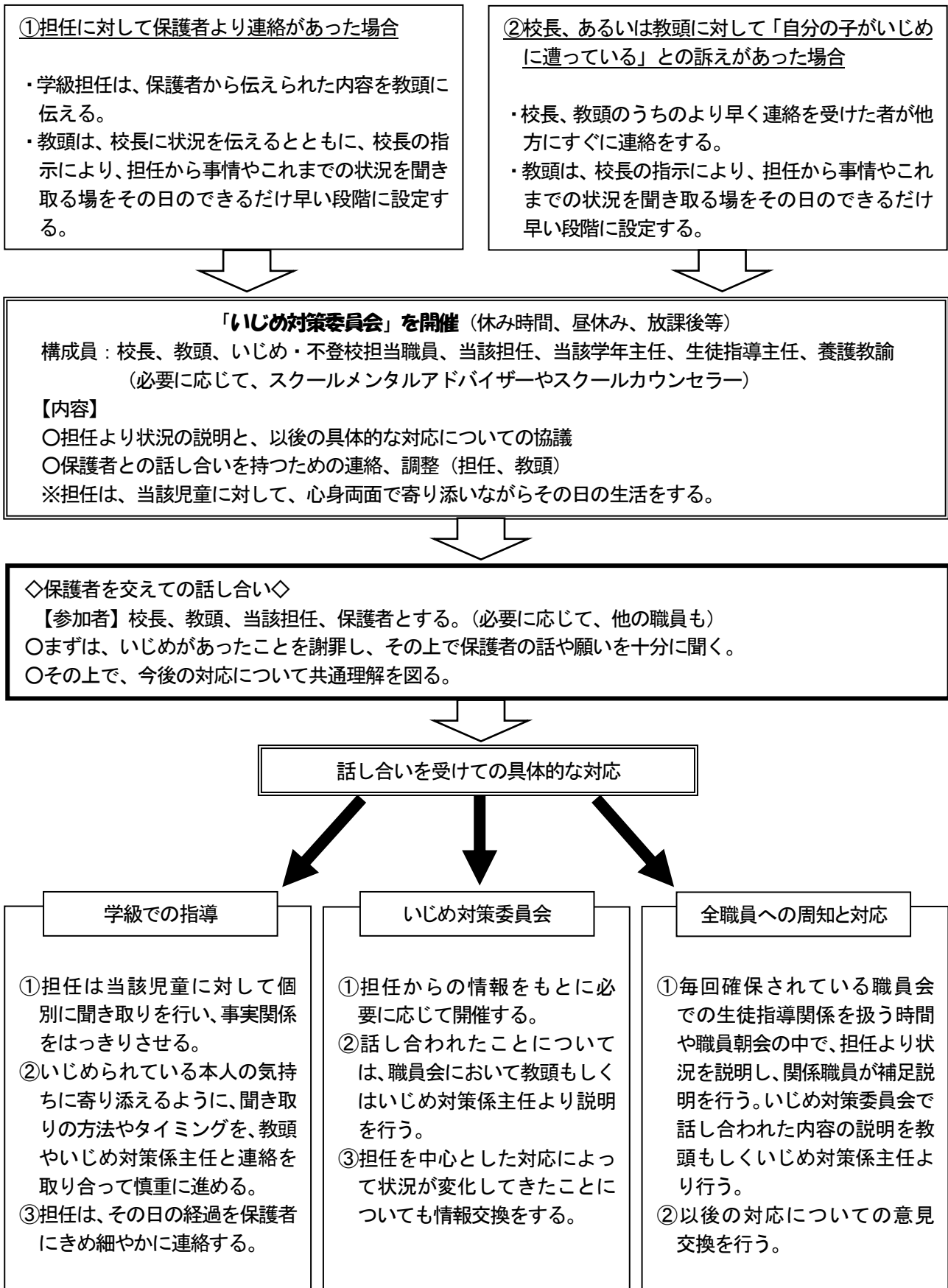
- 表情・態度：表情が沈んでいて冴えない、口数が少なく、会話を拒む、ぼんやりしている、視線が合わないようにしている 等
- 服装：シャツやズボンなどが破れている、ボタンが取れている、服に靴跡がついている 等
- 身体：顔や身体に傷やあざができている、顔色が悪い、登校時に身体の不調を訴える、顔や身体にマジック等での落書きがある
- 行動：一人でいることが多い、学習への意欲が低下する、特定のグループと行動する、忘れ物が増える、用事を頼まれることが多い、乱暴な遊びをさせられている 等
- 持ち物：持ち物がなくなる（隠される）、持ち物に落書きをされる、お金を持ち歩く 等
- その他：よくからかわれたり無視されたりしている、発言すると笑いが起きる、あだな（よくない）を付けられる 等

4 いじめが起こった場合の体制



5 いじめへの対応

(1) いじめの事実が分かった場面



(2) 対応の継続と経過の観察

状況を見ながら、以下のような対応、指導、連絡等を継続していく。

ア いじめを受けた児童・保護者への対応

- いじめを受けている児童を守ることを最優先にする。
- いじめを受けている児童の心理的な圧迫感を受け止め、綿密な情報収集を通して事実関係の把握に努めるとともに、職員会・学年会・拡大学年会などを通して該当児童についての理解を深める。
- 登下校、休み時間、放課後等の児童の様子を見守り、フォローしていく。
- スクールカウンセラー等の専門家との連携を必要に応じて進めていく。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。保護者の声を謙虚に受け止め、学校への信頼関係の維持と回復に努める。
- 学校での様子を保護者に定期的に伝えていく。また、保護者の方からも、家庭での児童の変化に気を配り、些細なことでも連絡してもらうようにする。

イ いじめをした児童・保護者への対応

- 事実確認をするとともに十分に話を聞き、児童のもつ背景にも目を向けて指導する。
- いじめを行った児童に対しては教育的な配慮のもとに、いじめを受けたと感じる側に立って考えることで、いじめの非人間性に気づかせ、被害を受けている児童の心の痛みを理解できるように指導する。
- 必要である場合は、いじめる側に対して出席停止の措置を講じたり、検察等の関係機関への協力を求めたりするなど、厳しい対応をとる場合もある。
- いじめた側の保護者に対しても事実をきちんと伝え、協力関係を築く。解決後も定期的に連絡を行う。

ウ 周りの児童への対応

- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることも、いじめを肯定していることになるということを、しっかり理解させる。
- いじめを見抜く力、いじめと感じたら訴える力を育てていく。
- いじめについて話し合ったり、考え合ったりする機会を定期的に設け、自分たちの問題として意識させる。

エ その他心がけること

- 学校長のリーダーシップのもとに、全職員で対応に当たる。
- 問題が発生した時の個別相談や学級への指導体制などについて、普段から点検を行う。
- 学級担任だけで抱えることがないように、まず学年を中心に対応していくようにする。
- その時限りの指導に終わることなく、継続的に指導を行う。

6 学校、家庭、地域の連携

- 開かれた学校の観点に立ち、日頃から学校の様々な活動について知らせ、家庭や地域に理解を求める。
- 地域から寄せられる情報に対し、誠意ある対応を行う。
- 総合的な学習の時間や児童会活動を通して、地域の方々と触れ合ったり学んだりする機会をもつ。

7 佐久市教育委員会との連携

- 毎月のいじめ状況報告を行う。
- いじめの事実が確認できた場合は、教育委員会に報告し、連携を図り迅速に対応する。
- いじめが長期化している場合は経過を報告し、支援を依頼する。
- 重大事案発生時、いじめが原因と思われる欠席が30日以上の場合は、佐久市教育委員会の指導の下、対応する。